

令和 7 年度 元気な農林水産業活動事業の募集について

浜松市の農林水産物の商品化や、木材利用の啓発促進、新たな販路開拓事業など、
浜松市の農林水産業の強化、振興や農山漁村の活性化を図る事業や活動を支援します。

1 応募資格

- ・浜松市内に主たる事務所等を有する法人又は世帯を別にする 3 人以上の浜松市に住所を有する者
で構成される団体で、市税を完納しているもの。
- ・団体の規約（これに準じるものを含む）を有するもの。

2 対象事業

- (1) 地域の特産物の振興に寄与する事業
- (2) 本市の農林水産物の商品化、ブランド化に繋がる事業
- (3) 森林保全及び木材利用の啓発促進に繋がる事業
- (4) 農林水産業者の育成や経営の改善が図られる事業
- (5) 新たな販路開拓事業（直売所の設置やマルシェへの出店等）
- (6) 市場調査事業や試験・検査事業
- (7) 産地育成事業（新品種導入、栽培実証等）
- (8) 浜松市の地域資源を活用した観光事業、交流事業
- (9) 消費者等啓発事業（食育・木育を含む。）
- (10) その他農林水産業の振興や農山漁村の活性化に繋がる事業

ただし、以下のいずれかに該当する事業は、対象外です。

- ・特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- ・法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- ・補助事業と同一の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受ける
見込みのある事業
- ・補助事業と同様の事業において過去に 3 回「元気な農林水産業活動事業費補助金」の交付を
受けて実施した事業

※ この場合の「過去」は、令和元年度以降を指し、平成 30 年度以前の事業は含みません。

3 補助期間

令和 7 年度（単年度） ※ 補助対象となるのは交付決定後の経費に限ります。

4 補助金

(1) 対象となる費用

施設・機器等（耐用年数 1 年以上又は 1 件 100 千円以上のもの）の設置、購入、修繕に要する経費、原材料購入費、報償費、委託に要する経費、交通費、使用料及び賃借料、保険料、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信・運搬費、人件費

※ 消費税相当分及び領収書を添付することができない経費は補助対象外です。

※ 提案事業の実施に必要な費用に限ります。

※ 施設・機器等の設置、購入、修繕等に要する経費を申請される場合は、
設計書、見積書、パンフレット等の内容が分かる書類を添付してください。

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

※ 令和元年度以降に本補助金が交付された事業と同様の事業の場合は、補助率が下がります。

(3) 補助限度額

70万円 ※ 対象となる費用のうち、施設、機器等（耐用年数1年以上又は1件100千円以上のもの）の設置、購入、修繕に要する経費を 含む 場合

50万円 ※ 上記の経費を 含まない 場合

5 選定方法

(1) スケジュール

・ 審査会 令和7年5月15日（木）予定

※ 応募者多数の場合は、別日程になる可能性があります。

・ 審査結果通知・補助金交付申請開始 令和7年5月下旬以降 予定

(2) 審査会

応募いただいた提案事業は審査会において審議し、予算の範囲内で、実施予定事業の採否ならびに補助金額を決定します。なお、審査会において事業提案書を元に事業の内容について説明していただきますので、申請者は出席してください。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和7年4月1日（月）～ 4月23日（水）必着

※本補助金の申請を検討されている場合は、原則として4月14日（月）までに、産業部農業水産課への事前相談を行ってください。（窓口・メール・電話等）

(2) 応募書類 ※浜松市HP（QRコード）からダウンロードできます。

- (1) 事業提案書（第Ⅱ－1号様式）
- (2) 収支予算書（第Ⅱ－2（1）号様式）
- (3) 法人・団体の概要書（第Ⅱ－3号様式）
- (4) 確認事項書（第Ⅱ－4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し



又は市民税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する事業者の場合）

(3) 応募書類の提出先・お問合せ先 ※郵送または直接提出してください。

■農業水産課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2（本庁舎6階） 電話：053-457-2334

なお、応募窓口は上記のみとさせていただきます。ご注意ください。

7 その他

- ・ 応募書類等は補助金審査にのみ使用し、採否にかかわらず返却しませんのでご了承ください。
- ・ 同一年度に本補助金の採択を受けている者は申請を行うことはできません。また、本追加募集について複数の申請もできません（1事業者1申請）。